

## 条例制定請求代表者の意見を述べる機会の付与について

地方自治法第74条第4項の規定により、下記のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることといたしましたので、地方自治法施行令第98条の2第1項の規定により公表いたします。

### 記

- 1 日 時 平成31年3月14日（木）午前10時40分
- 2 場 所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
宮城県議会庁舎5階 大会議室（総務企画委員会環境生活農林水産委員会連合審査会において）
- 3 事件名 議第105号議案 東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例制定の請求について
- 4 人 数 1名
- 5 意見を述べる時間 20分以内